

■ の文言は改定後に追加・変更となります。

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

条項番号	改定前	改定後
第2条 (第1条以外での個人情報 の利用と その中止 の申出)	<p>(2)会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。</p> <p>(当社の提携会社等)</p> <p>株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行</p> <p>(利用目的)</p> <p>商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p>	<p>(2)会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。</p> <p>(当社の提携会社等)</p> <p>株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行 <b>株式会社みなと銀行</b></p> <p>(利用目的)</p> <p>商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p>
	(2024年7月現在)	(2025年1月現在)

## りそなカード《セゾン》規約

条項番号	改定前	改定後
第25条 (その他承諾事項)	<p>(2)会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第8条(弁済金等の支払方法等)(3)に定めるご利用明細について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細が貸金業法および割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</p>	<p>(2)会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第8条(弁済金等の支払方法等)(3)に定めるご利用明細について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細が貸金業法および割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。<b>また、会員からの申出により当社が</b></p>

<p>②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。</p> <p>⑤与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出いただくこと。</p> <p>⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出いただくこと。</p>	<p><b>ご利用明細の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</b></p> <p>②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)をご負担いただくこと。</p> <p>③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。</p> <p>⑤与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出いただくこと。</p> <p>⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出いただくこと。</p>
<p>2024年7月現在</p>	<p><b>2025年1月現在</b></p>
<p>R32010(24.07)SHI</p>	<p><b>R31035(25.01)SHI</b></p>